

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 588

平成22年10月25日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

青田買い抑制など緊急対策要望
厚労省など3省が245団体へ送付

新規学卒者の就職環境の悪化で、政府は10月13日、非常事態宣言ともいえる3省大臣連名による要望書を経済4団体他、245の業界団体へ送った。文科・経産・厚労省大臣が揃って、緊急雇用対策協力への“お願い”をするなど異例の事態。政府が様々な対策を発表したのも、来春の就職内定率は過去最悪が予想されるからだ。

特に深刻なのは未就職者約7万5千人(平成22年大卒)が23年卒に「上積み」されることである。そこで政府は、高卒を含む既卒3年以内の未就職者を新卒枠として正規採用するように奨励金付きで事業主へ促す。

もう一点は、企業側の早期の採用選考活動を「抑制してほしい」との要請である。就職協定は昭和27年に生まれるが罰則もない空文で、協定破りの「青田買い」が続出した。以後、協定の廃止と復活を繰り返す。今は廃止で、外資系企業を先頭に年々内定時期が早まり「だから我が社も早める」という理屈にすり替わっている。

要望書は「就職・採用活動の早期化・長期化は、大学教育の効果を阻害し、学生の質の低下も招いており、早期の採用選考活動の抑制にこれまで以上の取り組みをお願いいたします」と強制力がないものであるため、役所は低姿勢となる。協定の存廃はその都度、学生を困惑させてきたことは事実で、これは産官学の連帯責任であろう。日本のものづくりの人材育成上も大きな問題で、ノーベル賞受賞者もこの現状を嘆くのではないだろうか。

税務会計

控除廃止で41制度に負担増の影響
対応は「簡便な調整方式」が中心

2010年度税制改正における所得税・個人住民税の扶養控除について、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止された。政府税制調査会の控除廃止の影響に係るプロジェクトチーム(PT)がとりまとめた報告書によると、この見直しに伴い国民健康保険料や保育料など41制度で負担増の影響が出ることが明らかになった。

41制度のうち、税額等に応じて料金等を設定しているのは保育所の保育料等33制度。現行の保育所の保育料は、何ら対応を講じなければ扶養控除の見直しにより、例えば所得税額が3万円から4.9万円になった場合、保育料が3万円から4.45万円に上昇すると試算している。

残り8制度は、税法上の特定扶養親族等を有する者を優遇している制度。例えば公営住宅入居の場合、扶養控除見直しにより特定扶養親族は一般扶養親族として取り扱われるため、何ら対応を講じなければ基準収入が上昇し、公営住宅の家賃等が上昇するケースも生じるという。

報告書では、これらへの対応として、①諸控除見直しの影響を受けないという観点から将来的には望ましい「税額等を活用しない方式」、②扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断するという観点から望ましい「簡便な調整方式」、③真にやむを得ない事情がある場合に限って採用可能な「モデル世帯方式」の3方式を明示。各府省は、国民健康保険税を除いた40制度で②の方式を軸に検討を進めている。

今週のキーワード

就職協定

昭和27年、文部・労働省両事務次官の通達の形で初めてできた「就職期日の指針」のこと。翌年の大学・業界団体、関係官庁による就職問題懇談会では、学生の推薦開始を10月1日以降とする「就職協定」が合意された。その後廃止され、平成8年以降は企業側と学校側が独自の基準を策定して動くことになった。「今の就活は異常」の声は多く、ようやく就職協定復活に動き出したが、これまで景気次第で存廃が決まる等の経緯もあり、実効力は疑問。青田買いも続くだろう。